

令和2年第4回阿武町議会定例会 会議録

第 2 号

令和2年6月23日(火曜日)

開 会 14時00分 ～ 散 会 16時51分

議事日程

開会 令和2年6月23日(火) 14時00分

開会の宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第1号 阿武町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第2号 阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第3号 阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第4号 阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第6 議案第5号 令和2年度阿武町一般会計補正予算(第3回)

日程第7 議案第6号 令和2年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)

日程第8 議案第7号 令和2年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)

日程第9 議案第8号 令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算
(第1回)

日程第10 議案第9号 令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算
(第1回)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(7名)

議席番号

1番	市	原	旭
2番	池	田	倫拓
3番	伊	藤	敬久
5番	清	水	教昭
6番	田	中	敏雄
7番 副議長	中	野	祥太郎
8番 議長	末	若	憲二

欠席議員 なし

欠員 1名

説明のため出席したもの

町長	花	田	憲	彦
副町長 <small>(総務課長事務取扱)</small>	中	野	貴	夫
教育長	能	野	祐	司
まちづくり推進課長	藤	村	憲	司
健康福祉課長	羽	鳥	純	香
戸籍税務課長	工	藤	茂	篤
農林水産課長	野	原		淳
土木建築課長	高	橋	仁	志
教育委員会事務局長	藤	田	康	志
会計管理者	近	藤		進
福賀支所長	佐	村	秀	典
宇田郷支所長	水	津	繁	斉

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	俣	野	有	紀
議会書記	矢	次	信	夫

開会 14時00分

開会の宣告

○議長(末若憲二) 全員ご起立をお願いします。互礼を交わします。一同礼。
こんにちは。ご着席ください。

議員の皆様には、令和2年第4回阿武町議会定例会最終日の出席ご苦勞様です。本日の出席議員は、7人全員です。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配布されているとおり、委員長報告、質疑、討論、採決です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、2番、池田倫拓君、3番、伊藤敬久君を指名します。

日程第2 議案第1号から日程第5 議案第4号

○議長 日程第2、議案第1号から日程第5、議案第4号までの4件を、一括議題とします。

まず、特別委員会に付託されました議案4件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長(市原 旭) それでは、6月17日に行われました、行財政改革等特別委員会に付託されました議案9件のうち、議案第1号から議案第4号まで4件について、審議の内容と結果を報告いたします。

議案第1号「阿武町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」の審議に入りました。条文の法律名等に係る改正を行うとの説明がありました。特に質疑はなく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第2号「阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例」についての審議に入りました。これは、学校薬剤師の報酬を萩市と同様にするための改正との説明でありました。これに対し、変更前の報酬額について、その経緯、今回の増額について質疑がありました。執行部より適切な答弁がありました。その他質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第3号「阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、議案第4号「阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の審議に入りました。いずれも、新型コロナウイルス感染症に対応するために条例の一部を改正するものと説明がありました。慎重審議をいたしました。2件とも特に質疑もなく可決すべきものと決しました。

以上、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第1号から議案第4号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 質疑なしと認めます。続いて討論に入ります。討論は議案第1号から議案第4号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

(「なし」という声あり。)

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決は、1議案ごとに行います。

まず、議案第1号、阿武町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員長報告のとおり

り可決されました。

○議長 次に、議案第2号、阿武町報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第3号、阿武町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

○議長 次に、議案第4号、阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてお諮りします。本案に対する委員長の報告は、原案可決です。委員長報告のとおり決する事にご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第5号から日程第10 議案第9号

○議長 日程第6、議案第5号から日程第10、議案第9号までの5件を、一括議題とします、

まず、特別委員会に付託されました議案5件について委員長の報告を求めます。特別委員会委員長、ご登壇ください。

○特別委員会委員長（市原 旭） それでは、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第5号から議案第9号までの5件について、審議の内容と結果の報告をいたします。

議案第5号、令和2年度阿武町一般会計補正予算（第3回）の審議に入りました。その中で、特に、2款総務費1項7目企画総務費12節委託料、光ファイバー整備事業基本設計業務委託料「光ファイバー整備化に関する高度無線環境整備事業」については、執行部から別紙資料を用いて丁寧な説明を受けました。この事について質疑がありましたが、執行部も今後、勉強会、説明を受けて、業者とも検討しながらより良い方向を探って行きたいという答弁がありました。その後補正予算の、まずは歳出から質疑に入りました。2款総務費1項12目まち・ひと・しごと創生特別事業費12節委託料、まちの縁側事業測量設計業務委託料の質疑があり、キャンプ場の敷地造成、ビジターセンターの建物など県の開発許可が面積要件として必要となった。盛土時の造成設計の中に水路、沿路といった事も盛り込んだ設計に変更したため予算変更となったとの答弁がありました。3款民生費1項1目社会福祉総務費12節委託料、障害者福祉施設建設事業測量業務委託料について質疑がありました。それに対し、これまで説明しておりました障害者福祉施設建設予定地の取得が困難になり、場所の変更に伴う委託料であるとの説明がありました。6款農林水産業費2項1目林業政策費14節工事請負費、東イラオ山線復旧工事の完了時期についての質疑がありました。これに対し、この補正予算決定を受け次第対応したい。9月、10月になるのではないかという答弁がありました。また、5目小規模治山事業費12節委託料、測量設計業務委託料について、場所、工事内容などの質疑があり、場所は宇生賀中央で、工法は簡易吹付法枠工法であると答弁がありました。さらに3項1目水産業政策費18節負担金補助及び交付金、漁業経営構造改善事業補助金について質疑があり（株）宇田郷定置網が事業主体であり、総額は9,000万

円と答弁がありました。続いて、歳入の質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。他に特に質疑もなく原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第6号、令和2年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第1回）、議案第7号、令和2年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1回）、議案第8号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）、議案第9号、令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）は、いずれも慎重審議をいたしましたが、特に質疑もなく可決すべきものと決しました。

以上で、行財政改革等特別委員会に付託されました議案第5号から議案第9号までの審議の内容と結果の報告を終わります。

○議長 以上で、委員長の報告を終わります。続いて、ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 質疑なしと認めます。続いて、討論に入ります。討論は、議案第5号から議案第9号まで一括して行います。一括して討論はありませんか。

（「なし」という声あり。）

○議長 討論なしと認め、これより採決に入ります。採決は1議案ごとに行います。

まず、議案第5号、令和2年度阿武町一般会計補正予算（第3回）についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしく下さい。挙手全員です。よって、議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、令和2年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会

計補正予算（第1回）についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、令和2年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1回）についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、令和2年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算（第1回）についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、令和2年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算（第1回）についてお諮りします。本案に関する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決する事について、賛成の方の挙手を求めます。

（「挙手」全員。）

○議長 お下ろしてください。挙手全員です。よって、議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

以上で、今期定例会に付議されました案件はすべて議了しました。

ここで、全員協議会のため、暫時休憩します。資料を持って委員会室へ移動をお願いします。

休 憩 14時16分

この間、全員協議会

再 開 16時40分

○議長 それでは、全員協議会のための休憩を閉じて、会議を再開します。

ここで、閉会に先立ち、ただ今より町長が挨拶を行います。町長。

○町長 閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。まずは、議員各位におかれましては、今期議会定例会にご提案申し上げました各議案につきまして、慎重かつ活発なご審議をいただき、いずれも原案どおり可決していただき誠にありがとうございました。心から厚くお礼申し上げます。

さて、現在、新型コロナウイルス感染症に係る非常事態宣言も解除され、報道等でも国内での人の移動も徐々に始まったように伺えるところでありますが、第2波、3波の襲来についてもまだまだ安心できる状況ではありません。気を緩める事なく感染症予防、更には経済対策等に取り組む事が重要であると思っております。そして、これまで2回の臨時議会においてご議決いただいた各種のコロナ対策、また、緊急経済対策等につきましては、とにかくタイムリーな町民への周知と執行が寛容でありますので、今以上にスピード感を持って鋭意取り組んで参りたいと思います。こうした中、今新しい生活様式という言葉が言われておりますが、コロナ後の社会は徐々に今までの社会に戻っていくというのではなく、今までとは違ったフェーズに入ると言われております。効率性を重視した経済至上主義の集中型、都市型社会から、自然や人々のライフスタイルを大切にしながらあらゆるものが循環していく地方への回帰型、分散

型社会への移行であります。そして、この事は正に第7次阿武町総合計画にお示しいたしました本町の目指す社会そのものであるというふうに思っております。コロナ対策と同時に、この計画の実行についてもしっかりと進めていかなければなりません。

こうした中、イージス・アショアの問題であります。先週15日の日に突然配備に関する計画のプロセスの停止という衝撃的な発表がなされ、19日には河野太郎防衛大臣が謝罪と説明のために山口県庁に来訪された事は議員各位にもご案内のとおりであります。その時の状況を、或いはマスコミ等とのやりとりにつきましては、先ほど一部の映像を通じてご覧いただきましたが、私は、ある意味河野防衛大臣の潔い、そして誠実な態度、そのお人柄に感動すら覚えたところであります。この決断に至るには、事が防衛に関するものでありますので、ブースターの問題だけでなく多くの公表できない要因、そして、日進月歩する防衛環境等への対応が複雑に重なり合っただけの判断であろう事は容易に想像できるところであります。しかしながら、ことここに至った以上は、機関決定手続きとして今月中にも招集されると言われておりますNSC（国家安全保障会議）での了解が必要な事項であります。当然その中で2013年（平成25年）12月17日策定の国家安全保障戦略、そして、今から約1年半前、この問題が起こった後にあります2018年（平成30年）12月18日の閣議決定された現行の防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画の見直しの議論も当然なされる事になるであろうかと思っております。私としては、一刻も早くこれを開催していただき政府においては最終的には白紙撤回という結論をもって閣議決定に至る事を町民とともに切に願っているところであります。そして、この事は河野防衛大臣にも直接申し上げたところであります。なお、今日の新聞を見ても、この会議につきましては明日どうも開かれるようだというふうに報道がなされております。いずれにいたしましても、2017年（平成29年）12

月19日のイージス・アショアの導入とむつみ演習場、新屋演習場を候補地とするという閣議決定から約2年半、そして、2018年(平成30年)6月1日の県庁での正式な候補地としての伝達から約2年、私たち地元住民は、想像もできない事態に翻弄され続けてきました。そして、このたびはまだまだ予断は許しませんが、配備に関するプロセスの停止という状況にたどり着いた事はひとえに吉岡会長をはじめとする「むつみ演習場へのイージス・アショアの配備に反対する阿武町民の会」の役員をはじめ会員の方々の、ふるさとを守ろうという純粋な思いと行動、そして、町民から配備反対の請願を全会一致で採択され早い段階で態度を明らかにされました末若議長さんをはじめとする阿武町議会の議員各位の毅然たる態度、更には何よりも奈古、福賀、宇田郷という垣根を越えて我が事として阿武町が一つになった多くの町民の思いの結集が、このような結果をもたらしたものではないかと思っております。心から感謝を申し上げます。まだまだ白紙撤回という最終段階の結論に接したわけではありませんが、今後とも町民、議会、そして私町長、この3者が心を一つにして力を結集していけば必ず道は開けると確信しております。改めてふるさとを愛する全ての町民の皆様方へ、そして本日ご参会の議員各位に感謝と連帯のエールを送り、今期議会の閉会にあたっての私からの挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 以上で町長の挨拶を終わります。

閉会にあたり、私の方から簡単にご挨拶を申し上げます。6月17日から始まり本日までの7日間開催されました令和2年第4回阿武町議会定例会も、議員各位の積極的な審議のおかげで、日程どおり本日をもって閉会する運びとなりました。ありがとうございました。6月15日に河野防衛大臣からイージス・アショアの配備計画の停止が発表され、ただ今ご覧いただいたように、19日には山口県庁で河野防衛大臣から直接お詫びの言葉をいただきました。その会談の

中で、私からも白紙撤回になるようお願いをいたしました。また、我々町民は今まで通りの平穏な生活を望んでいる事もお話をしました。一日も早く国家安全保障会議で決定してほしいと思います。一方、新型コロナウイルスではありますが、山口県内の感染者が昨日でゼロになりました。県境を越えての移動自粛が解除されましたので、今後多くの皆さんが移動されると思いますが、感染しないよう取り組んでほしいと思います。一方、今年の梅雨は適度に雨が降っています。25日からは雨の予想です。今年は、梅雨末期の豪雨が発生しなくて豊穡の秋が訪れる事を望んで閉会のご挨拶といたします。

以上で、6月17日から本日までの7日間の全日程を終了しました。これにて、令和2年第4回阿武町議会定例会を閉会します。

全員ご起立をお願いします。一同礼、お疲れさまでした。

閉会 16時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長

阿武町議会議員

阿武町議会議員

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 末 若 憲 二

阿武町議会議員 池 田 倫 拓

阿武町議会議員 伊 藤 敬 久